

裁 決 書

審査請求人が令和３年２月５日付けで提起した処分庁による特定教育・保育施設利用調整結果に関する処分に係る令和３年審査請求第３号について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を棄却する。

事 案 の 概 要

- 1 令和２年１０月２４日、審査請求人は、処分庁に対し、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業利用申込み（以下「本件申込み」という。）を行った。
- 2 令和２年１１月１０日、処分庁は、審査請求人の就労（予定）証明書のうち１事業所について代表者に電話をし、勤務時間等についての確認を行った。確認に関する内容は別紙就労（予定）証明書のとおりである。
- 3 令和２年１１月１３日、処分庁は、審査請求人に就労（予定）証明書について、審査請求人に電話をし、添付されたシフト表の内容で入所選考に必要な点数を付ける旨の説明を行った。説明に関する内容は別紙就労（予定）証明書のとおりである。
- 4 令和３年１月１５日、和光市長は、和光市子ども・子育て支援会議支給認定審査部会（以下「支給認定審査部会」という。）において令和３年４月１次入所児童の審査を行った。
- 5 令和３年１月２９日、処分庁は、審査請求人に対し、特定教育・保育施設利用調整結果に関する処分（以下「本件処分」という。）を行った。
- 6 令和３年２月５日、審査請求人は、本件処分を不服とし、処分庁に対し、本件処分の取消しを求める審査請求を行った。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

処分庁が本件処分にかかる申請書類の提出方法を、原則郵送としたため、本件処分にかかる申込みに際し、就労証明書に記載された就労時間について、審査請求人が審査庁に対し対面で説明する機会がなかった。また、処分庁は、郵送による申請書類のみで本件処分にかかる判断をしたため、就労証明書に記載された就労時間が新型コロナウイルス感染症の影響を受けて平常時と比べて短いものであることが考慮されない

まま行った。そのため、申請書類の提出方法を原則郵送とし、郵送による申請書類のみで判断をした本件処分は違法である。

また、審査請求人は、前年度に引き続き、本件処分の対象である児童について、当該児童の兄の通園する保育園（以下「A園」という。）へ入所することを希望し、本件処分にかかる申込みを行ったが、本件処分の結果により、希望がかなわなかった。仮に、本件処分の対象である児童が、A園への入所を認められた場合、審査請求人の3人の子どもが同一の保育園へ通園することとなり、審査請求人が送迎のために充てる時間が短くなり、1日あたり1時間以上長く就労時間を確保できたにもかかわらず、本件処分の結果、当該児童は、前年度に通園していた保育園（以下「B園」という。）へ引き続き通園することが決定したことから、審査請求人の送迎の負担が重く就労時間を制約された状況は前年度から改善されなかった。審査請求人の就労時間が制約された状況が継続することから前年度と比較し収入の増加を見込むことができず、さらに、送迎の負担が重く、行事等への出席等に伴う休暇を多く取得しなければならない状況が継続することから審査請求人の職場に対する心理的負担が重い状況が継続することは、審査請求人に肉体的及び精神的苦痛を与え、審査請求人の権利を侵害するものである。

よって、本件処分を取り消すとの裁決を求める。

2 処分庁の主張

申請書類の提出方法については、処分庁が裁量の範囲内で定めることが可能であり、申請方法を指定した目的、申請方法としての特殊性、利用者の不利益の程度等を総合的に考慮して、当該申請方法が社会通念上合理的であるといえれば、当該申請方法を用いることが裁量の範囲内であるといえる。

処分庁は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、本件処分にかかる申込みを含む令和3年4月1次入所申込みに限り、原則的な方法として、郵送による申請方法を指定した。ただし、郵送による申請方法は、他の行政サービスに対する申請にも用いられる方法であり、さらに、保育施設の入所申込みに関しては近隣自治体でも採用されているものであることから、別段特殊な申請方法であるとはいえない。また、書面の記載における過不足等については電話で確認をしており、対面により申請を受けた場合その他の方法により申請を受けた場合と比較して、申請書類の提出方法を原則郵送によることとしたことは利用者に不利益を及ぼすとはいえない。

したがって、郵送による申請方法は特殊な申請方法とはいえず、また、他の方法と比較して利用者に不利益を及ぼすとはいえず、さらに、新型コロナウイルスの感染拡大防止のための申請方法の指定は社会通念上合理性を欠くとはいえず、郵送による申請方法を用いることは、裁量の範囲内であり、申請書類の提出方法を原則郵送としたことに問題はない。

また、就労証明書の記載事項に疑義が生じた場合は、入所選考に必要な点数を付ける上で可能な限り証明書記入者及び保護者に確認を行っており、本件処分においても、別添証拠書類のとおり、証明書記入者及び保護者に添付されたシフト表の内容で入所選考に必要な点数を付ける旨を電話により説明していることから、審査請求人の郵送による申請書類のみによる判断をしたという主張には理由がない。

よって、本件審査請求を棄却するとの裁決を求める。

理 由

1 本件処分の違法性又は不当性について

(1) 郵送のみによる判断について

本件処分にかかる申請書類の提出方法については、条例、規則等で具体的に定められていないことから、処分庁がその裁量の範囲内において定めることが可能であること、郵送による申請方法は、他の行政サービスに対する申請にも広く用いられる方法であり、保育施設の入所申込みに関しても近隣自治体においても採用されているところであることから、別段特殊な申請方法とはいえないこと、処分庁が新型コロナウイルス感染拡大予防のため、原則として郵送による申請方法を指定したことには合理的理由があると考えられ、これにより特定の人に特段不利になることは想定できないこと、予約が必要ではあるが、直接申請書類の受領も行うこととしていることから、原則として郵送による申請方法を指定したことは裁量の範囲内にあるといえ、違法性又は不当性は認められない。

また、就労証明書は、就労状況等の事実を証明する書面であって、その性質上、従業員が自由に時間等を調整することが考えられないものであり、就労証明書の記載事項に疑義が生じない場合には、就労時間の長短等を証明書記入者及び従業員である保護者に確認することは想定されていないことから、就労証明書記載の就労時間について郵送書類のみによって判断をしたとしても問題はないと考えられること、本件申込みに関しては、就労証明書の記載事項に疑義が生じたため、処分庁が証明書記入者及び保護者に確認又は説明をしたことが証拠書類等からうかがわれることから、郵送書類のみで判断し就労時間の確認を怠ったものとはいえないことから、郵送による申請書類で判断をした本件処分は違法であるという審査請求人の主張には理由がないと判断する。

(2) 権利の侵害について

審査請求人は、仮に、本件処分の対象である児童が、A園への入所を認められ、審査請求人の3人の子どもが同一の保育園へ通園することとなった場合と比較し、権利を侵害されたと主張している。この点、本件処分の前と後とで、本件処分の

対象である児童がB園へ通園し、当該児童の兄がA園へ通園するという状況に何ら変わりはなく、本件処分により新たに就労時間の制約が発生することは想像しがたいこと、本件処分の結果によっては、前年度よりも送迎の負担が軽減され、より長い就労時間を確保できる可能性はあるものの、本件処分にかかる制度の性質上、利用調整の結果として、保育の必要性がありながら希望する保育園への入所が認められない場合もあることは想定されるものであり、そのことをもって審査請求人の権利を侵害するものとはいえないと判断する。

以上を踏まえると、審査請求人が違法又は不当であると主張する根拠となる法令は不明だが、本件処分を違法又は不当と認めることはできない。

2 結論

以上のとおり、本件審査請求には本件処分を取り消すべき違法性又は不当性の理由がないから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和3年9月22日

審査庁 和光市長 柴崎 光子

教示

この裁決の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、和光市を被告として（訴訟において和光市を代表する者は和光市長となります。）、提起することができます。ただし、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。